

# 公 示 送 達

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が明らかでないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項及び第3項の規定により、公示送達します。

書類については、石川県中央児童相談所において保管しており、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和8年5月22日 石川県知事 山野 之義

送達を受けるべき者

宮崎 悠之介 法定代理人 宮崎 樹里亜

公示送達する書類の名称

裁決書謄本

備考

上記の書類は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第3項の規定により、公示を開始した日の翌日から起算して2週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があったものとみなされます。